

## 添付資料 5 インフラ施設に関する留意事項

インフラ施設については次の事項を踏まえて導入等を検討すること。なお、整備時期については関係者協議等により変更となることがあるので留意すること。

### 1 上水道

上水道については、令和2年11月現在の状況を現況図（添付資料6-1）に示すが、中央通りの道路工事に先立ち、東京都水道局により令和3年度までに将来図（添付資料7-1）のとおり整備される予定である。複合施設的设计・整備に当たっては、工事の進捗に合わせて導入経路を決定すること。

### 2 下水道（汚水）

下水道（汚水）については、令和2年11月現在の状況を現況図（添付資料6-2）に示すが、中央通りの道路工事に先立ち、都が令和3年度までに将来図（添付資料7-2）のとおり整備する予定である。

北敷地と南敷地は汚水排水処理分区が異なり、北敷地は東大和第6処理分区であり、歩道状空地内に公設枿（公共汚水枿）が2か所設置されるので、事業用地の汚水はこれらを経由して公共下水道へ放流すること。また、これによらない場合は、都及び下水道管理者（東大和市）と協議すること。

南敷地は東大和第5処理分区であり、自らの配置計画に基づき、都及び下水道管理者（東大和市）と協議の上、事業者の負担にて、公共下水道又は都排水設備へ接続し放流すること。

### 3 下水道（雨水）

下水道（雨水）は道路の雨水排水管であり、令和2年11月現在の状況を現況図（添付資料6-3）に示すが、将来は都が道路工事と合わせて将来図（添付資料7-3）のとおり改修する予定である。ただし、東大和市内において敷地内の雨水排水は自区内処理となっており、雨水処理方法については東大和市と協議すること。

### 4 ガス

ガスについては、令和2年11月現在の状況を現況図（添付資料6-4）に示すが、中央通りの道路工事に先立ち、東京ガス株式会社により令和3年度までに将来図（添付資料7-4）のとおり整備される予定である。複合施設的设计・整備に当たっては、工事の進捗に合わせて導入経路を決定すること。

### 5 電気・電話

電気・電話については、令和2年11月現在の状況を現況図（添付資料6-5、6-6）に示すが、都では電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく中央通りの電線類地中化について東大和市と調整中であり、令和7年度以降に将来図（添付資料7-5、7-6）のとおり電線共同溝の整備について検討中である。

このため、電線共同溝が整備される前に複合施設の受電等を行う場合は、将来、容易に地中配線から供給を受けられるよう施設配置や受電方法等を計画すること。

また、都・東大和市及びインフラ事業者が、道路の電線類地中化に向けた地元連絡会を開催しようとする場合は出席するなど、電線共同溝等の整備に協力すること。